

【返戻金制度に関する事項】

当組合の斡旋により就職した者が入社後、本人の都合による退社または本人の責めに基
づく解雇により雇用契約が終了された場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求
人者にお返しいたします。

採用後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 100 %

採用後 60 日以内に退職した場合、紹介手数料の 70 %

採用後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50 %

採用後 90 日以上に退職した場合、紹介手数料の払い戻しなし

※ 返戻条件等の詳細については、求人者と締結する『有料職業紹介に関する基本契約』等
において別の定めをする場合があります。

※ 以下の場合においては適用されません。

- ・雇用主による解雇、雇用主の責めに帰すべき事由により雇用契約を終了した場合。
- ・求職者の死亡、天災事変等の不測の事態の場合。
- ・その他職業紹介事業者の免責が相当と認められる場合。

許 可 番 号 : 23-ユ-303080

事業所の名称 : ジャパンビジネスサポート協同組合

所 在 地 : 愛知県名古屋市中区千代田三丁目 27 番 21 号